

**I. 建物検査について**

■お申込は、**新耐震基準に適合している共同住宅**に限ります

■**専用部検査**の内容は次のようになります(約40分程度～建物の状況に応じて変わります)

- ・漏水確認(壁・天井に漏水跡や亀裂等がないか確認します)
- ・外壁検査(バルコニーより外壁のひび割れ著しい劣化、軒天の雨漏り跡等目視出来る範囲において確認します)
- ・内壁・床の検査(測定器を使い壁・床の傾きがないか確認します)
- ・給排水管路検査(キッチン・洗面・浴室・パイプスペース内等の給水・排水・に異常がないか確認します)

■**共用部検査**の内容は次のようになります

<目視検査>(約40分程度～建物の状況に応じて変わります)

- ・1F外周部の目視出来る部分において天井漏水跡や外壁にひび割れ、著しい劣化がないか確認します
- ・最上階共有部の目視出来る部分において天井漏水跡や外壁にひび割れ、著しい劣化がないか確認します
- ・対象住戸階廊下周りにおいて天井漏水跡や壁のひび割れがないか確認します
- ・陸屋根(最上階)の防水の劣化、水切り等の不具合がないか確認します(但し長期修繕計画に基づき維持修繕が実施されている場合は省略できます)
  - ・フラット35同時検査の場合は集会場等の給水栓の赤水、換気設備の作動状況等を確認します。

<非破壊検査>(約10分程度) \***建築確認日が1999年5月1日以降であるときは省略できます**

- ・リバウンドハンマーを使用して、コンクリート部分の圧縮強度試験を行い、設計強度以上であるか確認します(鉄筋探査検査はありません)
- ・リバウンドハンマーは、対象住戸階にて計2ヶ所(原則として南面・北面の壁ですが、殆どが対象住戸のメーターBOXを使用します)、それぞれ9ポイントについて行います(適した場所がない場合は、当該階以外の階に振り替えます)
- ・設計強度は管理室等に保管してある構造図を閲覧し確認します。但し別の場所に保管してある場合は担当者にご相談ください

■共有部検査は、仲介業者様(又は申込者様)にて**管理組合の承諾及び管理人への周知**を予めお取り願います。

この確認が不十分であることが原因で検査実施が不可能になった場合でも検査手数料は徴収します。再検査には別途料金が生じます。

■マンションの掲示板等に「**建物点検のお知らせ**」の貼り出しをお願い致します(マンションによっては一定期間前までにと指示がある場合があります)

■検査の実施にあつては、**別紙 検査に必要な書類**の提出をお願い致します

■本検査内容は株式会社ハウスジューメン又は**住宅あんしん保証**が取り扱う既存住宅保険(個人間戸単位売買)に加入するためのものとなります

**II. 検査実施に必要な書類**

	必要書類	備 考	提出時期
1	新耐震基準等を満たすことを証する書類 (住宅が1981年6月1日以降に建築確認を受けたものであることが確認できる書類)	・検査済証 ・建築確認等台帳記載証明書 ・新築住宅に係る建設住宅性能評価書 * 建築確認取得日と完了検査済証の交付日の両方が必要です。	検査日の3日前まで
2	検査申込書	みらいえ書式	検査日の3日前まで
3	かしチェックシート	みらいえ書式	検査日の3日前まで
4	現場地図		検査日の3日前まで
5	平面図(各階)	新築販売時パンフレット 可 東京カンテイ取り寄せ 可	検査日の3日前まで
6	間取図(対象住戸)		検査日の3日前まで
7	立面図(東西南北)		検査日の3日前まで
8	外部仕上表	屋上防水・外壁の仕上げの確認	検査日の3日前まで
9	構造図一式が管理室等にあることを確認ください。	リバウンドハンマー実施階におけるコンクリート設計強度(軸組図に記載の場合あり)を当日検査員が確認します。 <b>ただし1999年5月1日以降に建築確認を受けた建築物についてリバウンドハンマー試験を省略する場合は必要ありません。</b>	検査日の3日前まで
10	* 長期修繕計画書	* <b>建物の維持修繕が長期修繕計画に基づいて行われている場合は屋上防水検査を省略することができます。</b>	検査日の3日前まで
注意点	■共有部検査は、仲介業者様(又は申込者様)にて <b>管理組合の承諾及び管理人への周知</b> を予めお取り願います ■マンションの掲示板等に「 <b>建物点検のお知らせ</b> 」の貼り出しをお願い致します(マンションによっては一定期間前までにと指示がある場合があります) ■必要書類に不足が出る場合には担当者にご相談下さい		

\* 不明点は担当者にご相談ください